明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（総務一七）　一
○地方団体に対して交付すべき平成二十四年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令の一部を改正する省令（同一八）　三

〔告示〕
○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令第九条の規定により読み替えて適用する同項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める告示（財務・農林水産・経済産業三）　四
○高速自動車国道に関する件（国土交通二四五）　一〇
○道路に関する件（東北地方整備局六六、六七）　一二
○都市計画に関する件（同六八～七一）
○道路に関する件（関東地方整備局八五～八七）
○都市計画に関する件（同八八、八九）
○都市計画に関する件（北陸地方整備局一六、一七）
○道路に関する件（同一八、一九）
○道路に関する件（中部地方整備局五七～五九）
○道路に関する件（四国地方整備局二四、二五）
○都市公園の供用を開始する件（九州地方整備局五六）
○道路に関する件（同五七～六〇）
○道路に関する件（北海道開発局三三）

〔官庁報告〕
官庁事項
平成二十五年度輸入食品監視指導計画の公表について（厚生労働省）　一四

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、公認会計士等の登録及び登録抹消、税理士証票無効・登録まつ消、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　一四
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　一四
会社その他
会社決算公告　一四

省令

○総務省令第十七号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月十八日

総務大臣　新藤　義孝

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令

特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号の表第四号中「得た額」の下に「とする。」を加え、同表第二十一号中「150,500円」を「151,300円」に改め、同表第二十九号上欄中「災害拠点病院」を「災害拠点病院等」に改め、「診療用具、診療材料及び医薬品の」を削り、同号下欄中「災害拠点病院」を「災害拠点病院又は救急告示病院」に、「及び医薬品」を「、医薬品、水及び食料」に改め、同表第四十六号下欄中「要する経費」の下に「（第二条第一項第一号の表第七十号において特別交付税の算定の基礎となった経費を除く。）」を加え、同表第四十七号下欄中「要する経費」の下に「（第二条第一項第一号の表第七十一号において特別交付税の算定の基礎となった経費を除く。）」を加え、同表第四十八号を削り、同表に次の二号を加える。

四十八　非常勤職員の公務災害補償に要する経費があること。	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第六十九条の規定に基づく非常勤職員に対する公務災害補償に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
四十九　離島高校生修学支援事業に要する経費があること。	国の補助金を受けて施行する離島高校生修学支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

第五条第一項第一号イの表第十一号を次のように改める。

十一　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。	当該年度において災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により職員の派遣を受けた市町村について、当該受入れに要する経費（第三条第一項第一号イの表第七号において特別交付税の算定の基礎となった経費を除く。）として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

第五条第一項第一号ロの表第五号を次のように改める。

五　文化財の災害復旧に要する経費があること。	文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の災害復旧に要する経費（第三条第一項第一号ロの表第四号において特別交付税の算定の基礎となった経費を除く。）として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

第五条第一項第三号イの表第二十一号中「災害拠点病院」を「災害拠点病院等」に改め、「診療用具、診療材料及び医薬品の」を削り、同表第二十二号中「一六、三四〇円」を「一六、六六〇円」に改め、同表第二十三号三を削り、同表第三十三号中「〇・五五」を「〇・五三」に改め、同表第三十四号中「控除して得た額」の下に「（当該額が負数となるときは、零とする。）」を加え、同表第四十号を削り、同表に次の二号を加える。

四十　非常勤職員の公務災害補償に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第四十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
四十一　離島高校生修学支援事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第四十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。